

令和 8 年 2 月 定 例 会

文教厚生委員会録

開催日時 令和 8 年 3 月 10 日（火曜日） 午前 10 時から

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第 7 号 有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第 12 号 有田市こども未来基金条例の一部を改正する条例
議案第 13 号 有田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例
議案第 14 号 有田市特定乳児等通園支援事業の運営に
関する基準を定める条例
議案第 15 号 宮原認定こども園設置条例
議案第 16 号 有田市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例
議案第 30 号 有田市介護保険条例の一部を改正する条例

出席委員 一ノ瀬敦子委員長・川島 強副委員長
福永広次委員・児嶋清秋委員・岡田行弘委員
成川 満委員・嶋田 英委員
生駒議長

当 局

市民福祉部 上田敏寛市民福祉部長・松村尚彦市民福祉部参事
大浦秀和市民課長・桃井克博こども課長
上村泰広福祉課長・福永康一保険年金課長
吉野有美健康推進課長・網谷彰洋高齢介護課長
上田章二生活環境係長・山野 章清掃センター長
前川加津子育て推進係長・山下満智子福祉相談係長
山田典子障害福祉係長・北野武亮民生係長
沖並由紀子保険年金係長・岩崎知佳保険給付係長
田中育美健康企画係長・平木美奈保健指導係長
冷水茉耶介護保険係長・梓谷まりえ高齢者支援係長

水道事務所 北野宏幸水道事務所長・馬倉三喜水道課長
教育委員会 伊藤正人教育次長・泉 泰朗教育委員会参事
生駒卓司生涯学習課長・伊藤めぐみ総務係長
川原佳己社会教育係長・小林紘平指導主事

経営管理部 南村尚史総合行政委員会事務局長

議会事務局 嶋田実明局長・石井義人次長・大谷真也書記

開 会

○一ノ瀬委員長： ただいまより文教厚生委員会を開催します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました議案第7号、有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○福永保険年金課長：議案第7号

有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明

○一ノ瀬委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○岡田委員： 市内の国民健康保険加入者は何名ぐらいでしょうか。

○福永保険年金課長： 約6,000名でございます。

○岡田委員： 予算書で、子ども子育てに対して1,865万4,000円を計上されていて、約6,000人ということで、平均すると1人3,100円ぐらいの負担増になると思いますが、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3本立てから、今回新たに、子ども子育て支援金分ということで、以前に資料を頂いて、よく内容は分かりますが、令和8年度の徴収に向けて、市民にはこの負担増の内容について説明する計画はどうなっているのかお聞かせください。

○福永保険年金課長： 現在、子ども子育て支援制度につきましては、ホームページのほうで、概略について、既にお知らせを行ってございます。

中身につきましては、子ども子育て支援金制度は国の制度でございまして、また税率、税額につきましては、県統一の税率税額でございまして、国の方向性、また県の方針に従いまして、新年度以降、被保険者の方へのお知らせをしていく予定でございまして。

○岡田委員： 丁寧な説明をよろしくお願いしておきます。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○一ノ瀬委員長： 次に、議案第12号、有田市こども未来基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○泉教育委員会参事：議案第12号

有田市こども未来基金条例の一部を改正する条例の説明

○一ノ瀬委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○岡田委員： 提案理由で一部所要の改正という内容であったと思いますが、条項ずれの整理という考えでよろしいでしょうか。

○泉教育委員会参事： 地域再生法の新設に伴う条項ずれでございます。

○岡田委員： 続いてですが、こども未来基金は、いつから制定されているのでしょうか。

○泉教育委員会参事： 令和6年4月1日に施行しております。

○岡田委員： 令和6年に創設されたということですが、現在の積立て状況とかを教えてください。

○泉教育委員会参事： 現時点におきまして、利息を含めて500万7,761円となっております。こちらの基金につきましては、3月末に取り崩しまして、該当事業に充当を考えております。

○岡田委員： 令和7年度とか8年度に向けてどういう事業展開を計画されているのかお聞かせください。

○泉教育委員会参事： まずは、500万円の寄附を頂くことにつきまして、ENEOS株式会社のほうから令和6年からの3箇年に限り上限500万円を対象として、寄附の覚書を締結させていただいております。令和8年度は、500万円の寄附を頂けるところでございますが、令和9年度以降については、該当する企業などは不透明でございます。

○岡田委員： 了解いたしました。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○一ノ瀬委員長： 次に、議案第13号、有田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○桃井こども課長： 議案第13号

有田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の説明

○一ノ瀬委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○嶋田委員： 説明をいただいた中で、第4条の人権擁護推進員と、第5条の災害対策

推進員、第6条の安全管理対策推進員というのは、現在の職員さんするのか。また新たに職員さんを雇ってするのか教えてください。

○桃井こども課長： 今の職員でやっていただく予定です。

○嶋田委員： 分かりました。

それから、場所がそとはま保育所ということですが、以前は保田保育所も考えているということでしたが、なぜそとはま保育所になったのか。

基準を満たしているということは理解していますが、その辺りの理由を聞かせてください。

○桃井こども課長： 保田保育所では既に一時預かりも実施しておりまして、運営基準の中でも、そとはま保育所が、他の園と比較したところ適切ではないかということで、そとはま保育所を選定いたしました。

○嶋田委員： 了解です。

あと、新しい制度になって、保護者の方も混乱すると思いますが、この申込み方法は、どのように考えているのか。また、どのように周知を図っているのか聞かせてください。

○桃井こども課長： 概要につきましては、3月号広報、ホームページで周知しております。

今後につきましては、乳幼児が対象ということになりますので、保健センターの保健師と協力しながら、周知方法については考えていきたいと思っております。

○嶋田委員： 了解しました。

非常にありがたい制度になる可能性もありますので、制度設計をしっかりとっていただきたいと思っております。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○岡田委員： この制度によって、保育士さんへの影響とか、負担増につながることはないでしょうか。

○桃井こども課長： やはり保育士が必要になりますので、負担増にならないかと言われるれば、確かに負担増となる制度ではございますが、令和8年度はそれも含めまして、人員体制は組めると考えております。

○岡田委員： 了解しました。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○一ノ瀬委員長： 次に、議案第14号、有田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○桃井こども課長： 議案第14号

有田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する
基準を定める条例の説明

○一ノ瀬委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○岡田委員： この基準を定めることで、市内の認可外保育施設なども給付の対象となり得るか、お聞かせください。

○桃井こども課長： 基準を満たせば給付の対象となります。

○岡田委員： 次に、利用希望者が利用申し込むときに、オンライン申請などでも対応しているのか、お聞かせください。

○桃井こども課長： こども誰でも通園制度はウェブでの申込みということで、全国的に一律の申込み方法となっております。

○岡田委員： 施行日が令和8年4月1日となっておりますが、実際に利用開始できるのはいつぐらいになりますか。

○桃井こども課長： 4月1日より利用していただけるような形で準備をしていきますが、やっていただく園に関しましても、これから準備をしていくということになりますので、なるべく早く、できれば4月1日を目指して準備をしております。

○岡田委員： ぜひともよろしく願いいたします。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○一ノ瀬委員長： 次に、議案第15号、宮原認定こども園設置条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○桃井こども課長： 議案第15号

宮原認定こども園設置条例の説明

○一ノ瀬委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○岡田委員： 認定こども園は、1号が幼稚園枠で、2号・3号が保育所枠になると思いますが、それが混合しているということですが、バランス的にはどういう感じで考えていますか。

○桃井こども課長： 申込みをするのが保護者様になりますので、その方の形態がどう

なるかによって、その受入れの状況も変わっていきますので、その辺については、今、何とも申し上げられないところであるかなと思います。

○岡田委員： 希望に沿って、体制を整えられるということによろしいでしょうか。

○桃井こども課長： そのとおりです。

○岡田委員： 了解しました。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○成川委員： 認定こども園の説明をいただきました。

その次の議案でコミュニティセンターがあるので、今までの経過を含めて確認しておきたいので、よろしくお願ひしたいと思います。

3年ほど前に、宮原小学校の跡地事業計画ということで、市のほうから説明がありました。総合的に、宮原の振興を図るために、いろいろ計画していくということで、市からこういうメニューでやりますという説明がありました。

しばらくしてから、いよいよ事業実施ということで、市としたら、DB方式ですと、デザインアンドビルドかな。そのほうが合理的だという説明があって、そのときに、僕は、合理的な方法やけども、設計業者と施工業者が一体になってやるっていうのは、ブラックボックスになるリスクがあるので、よっぽど気をつけてこれ進めていただきたいというような経過がありまして、いよいよ、こども園とコミュニティセンターが、8月に完成して、安全に皆さん利用してくれるということで、ありがたいことですが、この全体計画の中で、いろんな総合計画のメニューがあったと思います。

一つは跡地。現在の宮原保育所と宮原公民館、この跡地は集合住宅、若者が定住できるような計画を考えてると。それもメニューに入っていましたが、確認しておきたいのは、そのDB方式で契約してるわけなんですよね。

その契約の中に、当初の計画、どこまで入ってるのか分かってないので、もしかしたら説明いただいたかもしれませんが、確認の意味で、その契約の中に、どこまで跡地の計画が入っているのか。

この二つはもうできているから分かっている。あと公園の整備とかいろいろあったと思うので、教えてほしいと思います。

○上田市民福祉部長： ただいまの成川委員の過去の市当局の発言の確認ということで、御説明をさせていただきたいと思います。

宮原小学校跡地の再開発については、度々先生方へ、機会を設けて、説明をさせていただきました。

その中で、令和5年6月議会最終日に全員協議会が行われまして、そのときに、当時の経営企画課長から、宮原小学校跡地の事業計画、今、成川委員がおっしゃいました総合整備計画の話を見せていただいたところでございます。

その中で、成川委員が言われてます、宮原保育所跡、それと、あとの議案で出てきます宮原公民館跡の取扱いについてでございますけども、これについては、若者世代の定住につながる取組の場となるよう活用を進めていく中で、DBという方式の中には入っていない。事業費の中には入っていないという説明をさせていただいたところでございます。

その後、議案として予算案等を出させていただいたのが、令和5年の9月定例会でご

ざいます。

この予算決算委員会の中においても、各委員から御質疑を頂いたところで、当時、川島副委員長からも御指摘を頂いたところで、導入機能の中の定住機能、いわゆる集合住宅はどういうふうになっていますかという質問を川島副委員長から頂いたと記録してございます。

その中で、当時の経営企画課長は、集合住宅というのは、DBの中には入っていないという回答させていただいたと記憶をしておりますので、一度また会議録を確認をいただければと思います。

○成川委員： 過去にそういう経過がありました。この委員会とニュアンスが違うかもしれませんが、これは全体計画なので、DB方式で一体施工ですということはその契約には入っていないのかということに終わっている。

今、部長から言われましたが、最初の跡地の総合整備計画の中で、そういう流れがあったので、そのときに、これについては契約に入っていないけど、市としてはこう考えているという説明がなかった気がします。

○上田市民福祉部長： 今、成川委員がおっしゃいましたように、総合整備計画の中には五つの機能を示して、委員の方々にも御説明をさせていただいたところであります。

そのときには、宮原保育所、宮原公民館の跡地がいわゆる若者世代の定住ということで、住宅建築という活用を考えていたというところがございます。

その後について、現在どうするのかは、まだ進んでないという認識をしているところです。

○成川委員： 経緯は分かりました。

ただ最初に宮原小学校跡地の利用については、公民館と保育所の跡地利用も含めて全体計画、宮原地域の発展、振興のためにこういう計画だという提示をしたので、変な話、所管から言うと、住宅政策というのは総務建設委員会だと思いますが、市として、これはこういう考え方で進んでいくという整理をしておかないと、それは契約に入っていない、今のところ分かんない。

これではちょっと整合性がない。この委員会で言うべきことであるかどうか分かりませんが。

そこら辺できたら、別の機会でも、移転した後の宮原公民館、宮原保育所跡地の活用、これどんなふうに考えてどんなふうに今進めているのかということ、別の機会に聞かせていただきたい。これは一体計画なのでね。大事なことなので、あそこは、土地も場所もいいところなのでね。

住宅というか、できたらあそこを開発して、市営住宅を建てるのも一つの案だし、あるいは集合住宅を造って進めていくのもいい。やっぱり説明してもらわないと、説明が足りなかったように思います。

もう、これぐらいしときます。

ついでに、認定こども園とコミュニティセンターの間にイベント広場、園庭ができるけども、全体の管理はどこでやる。

○伊藤教育次長： こども園は民間になりますけど、今おっしゃったイベント広場を含

めた全体の管理は教育委員会で管轄します。

○成川委員： 了解です。

先ほどの件については、違う場所で聞くか、説明いただきたいと思います。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○一ノ瀬委員長： 次に、議案第 16 号、有田市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○生駒生涯学習課長： 議案第 16 号

有田市コミュニティセンター設置及び管理に 関する条例の説明

○一ノ瀬委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○岡田委員： 説明の中で運営審議会の委員を 10 人以内というような話があったと思いますが、子育て世代の意見を反映させるために、保護者の代表とか入ったらどうかと考えますが、どういうメンバーを考えてるのかお聞かせください。

○生駒生涯学習課長： 建設にあたり、宮原地区でワーキンググループを立ち上げて、建設に関して御意見やアイデア等をいただきながら一緒に進めてきたグループがありまして、最初の審議会のメンバーについては、そのメンバーの方を中心に入ってもらおうと考えております。

そこには、公民館の利用団体として、子育てサークルの代表者の方にも入っていただいております。

○岡田委員： できるだけいろんな分野の人の声を聞けるように、よろしく願います。

それと、先ほど成川委員も言われてたんですけど、私もここで、この跡地利用についてどういう方向に進むのか聞いたかったんですけど、あえてまたそういう感じで跡地利用についても、またお聞かせください。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○成川委員： 3 条のセンター長及びその他の必要な職員を置くことができるとありますが、具体的にどんなふうを考えているのかまだ決まっていないので、聞かせてもらおうと思っていますが、公民館には館長さん、主事さん、主事補さんの 3 人体制で、ある意味、非常勤でやっていると思います。

今回のコミュニティセンターを見せてもらったなら、料金徴収とか、結構広い公園の管理も含めて大変だと思うんで、8月には決まるのだろうけど、今のところ、例えば、正職員を配置するとか、何人ぐらいを考えているのか、結構業務量が多いと思うので、どう考えているのか。そこら辺の見通しについて、今の時点で分かるのであれば、教えていただきたいと思います。

○生駒生涯学習課長： 現時点では、センター長として正規職員を1名配置したいと思っております。会計年度任用職員を4名雇用して5名で交代制勤務でというふうに考えてございます。

○成川委員： 宮原公民館も含めて発展してコミュニティセンターということになっているので、あと、公民館は市内に7館あるのかな。

今まで8館で連絡協議会とかを作って連携していろいろ事業をやってきて、ここにはこういう素晴らしい施設ができて、結構いろんな使い方ができると思うので、7館との連携、やり方もいろいろ違ってくると思うので、ほかの公民館の人の意見を聞いてやっていってください。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○川島副委員長： コミュニティセンターの駐車場は何台ぐらい駐車できますか。

○生駒生涯学習課長： 駐車場につきましては、区画が53台分ございます。

○川島副委員長： なぜこういう聞き方をしたかと言うと、コミュニティセンターで行われるイベント等で、例えば大きなイベントをするとか、あるいは普段遊びに来るといふときに、特に大きなイベントがあった場合に、53台の駐車場では、とても足りないと思いますが、もしそういうふうになったときの対応はどう考えていますか。

○生駒生涯学習課長： 大きなイベントで、駐車場が足りない場合は、近隣の駐車スペースをお借りするなど、これはまだ全く話はできていませんが、お借りできる場所をお借りするなどして対応したいと思っております。

○川島副委員長： 例えば、大きなイベントで、何百台という場合は、例えば宮原小学校のグラウンドを使用させてもらうとかも考えられますが、ビックスマイルパークも土日なんかは駐車場が足りない。そういう声も伺っています。

そういうことを含めてきちっと駐車場等の問題は、事前にしっかりと検討してもらいたいと思います。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○嶋田委員： 確認させていただきたいんですけども。

この条例を見させていただいて、キッチンカーとかイベントとかでコミュニティセンターが利用されることは理解しましたが、隣にあるくまの古道ふれあい広場でキッチンカーや物品を出品したりとかはできない認識でいいですか。

○生駒生涯学習課長： スペース的な問題も、くまの古道ふれあい広場の場合はあるかと思えます。ただ、くまの古道ふれあい広場と学校との間には塀がありましたが、今回の工事で、塀を取り除きまして、行き来できる形になっておりますので、一体化して利用していただけたらと思っております。

○嶋田委員： 了解しました。

ふれあい広場では、キッチンカーとか販売とかはできるのですか。

○生駒生涯学習課長： ふれあい広場での販売は今のところ考えておりません。

○嶋田委員： 了解しました。

○一ノ瀬委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採決 (可決)

○一ノ瀬委員長： 次に、議案第30号、有田市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○網谷高齢介護課長： 議案第30号

有田市介護保険条例の一部を改正する条例の説明

○一ノ瀬委員長： 説明は終わりました。

次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○岡田委員： 申請が原則だったんですけど、令和8年度に限って申請することなく減免ということですけども、そういう背景とかメリットとかをお聞かせください。

○網谷高齢介護課長： 今回の改正の背景ですが、添付しております資料にも改正の背景ということで記載させていただいております。

令和7年度の税制改正によりまして、給与所得の控除が55万円から65万円と、10万円アップしたことによって、個人の税負担が軽減されました。

そのことによりまして、合計所得金額が変わるので、保険料の計算基準が変わりまして、全国の保険料収入が減少する恐れがあるということで、国の対応としてまず、改正前の控除額55万円で保険料を計算して、保険料収入を確保しようということで、決定しました。

そのことについては、有田市においても12月議会で、保険料を算定するシステムの予算を補正予算で出ささせていただき対応するようにしましたが、年が明けてから、国が、旧の税制で保険料を算定したら、新税制に合わせて働いた人が、すごく不利になるということが分かったので、国が一旦決めたことを、もう一度見直して、低所得のそういう働き方の人については、前年と同じ計算にしようということになりました。

一旦制度変更したのに減免しますという形になりましたので、被保険者の方にいちいち申請していただいとりますと、漏れも生じるかも分からないし、個人の負担にもなりますので、そこは市で責任を持ってきちんと減免するほうが合理的であるし、お互いにいいのかなということで、申請によらない特例減免を全国的にどこの市町も進めているところがございます。

○岡田委員：あと、市長が特に必要であると認めるものと記載がありますが、資料の減免の対象となるものというくくりで見たらいいですか。

○網谷高齢介護課長：そのとおりでございます。

令和7年度に住民税非課税で、なおかつ令和8年度にも実質的に非課税基準となる方が対象となっております。

○岡田委員：令和8年度分に限定されているのでしょうか。

○網谷高齢介護課長：令和8年度に限りでございます。

といいますのも、介護保険料につきましては、3年ごとの保険料を算定してまして、令和9年、10年、11年度につきましては、令和8年度中に介護保険の計画を策定いたしまして、令和9年度は新たになるというところで、この減免措置につきましては、令和8年度限りというところでございます。

○岡田委員：申請が不要となる場合、本人が減免されたことをどのように知ることができるのか。また逆に漏れが生じる心配はないのかお聞かせください。

○網谷高齢介護課長：制度といたしましては、広報と市のホームページでも、こういう制度のもとにやっていますということは、お知らせします。

漏れないように、市のほうで責任持ってやっていくところでございます。

○岡田委員：漏れないように、ぜひよろしく願います。

○一ノ瀬委員長：ほかに御質疑ありませんか。

○委員：なし。

質疑終了 採決 (可決)

閉会 午前10時58分

有田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

文教厚生委員会委員長 一ノ瀬 敦子